

2 災害予防対策

資料編 2-12 災害予防対策の所管部局

2-1 防災体制の整備

2-1-1 組織体制の整備

2-1-1-1 市の組織体制の整備

市は、市域における総合的な防災対策を推進するため、防災に係る中核的な組織体制の整備・充実を図るとともに、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、職員の配備体制、勤務時間外における参集体制の整備を図る。

2-1-1-1-1 箕面市防災会議

災害対策基本法第16条の規定に基づき設置し、箕面市地域防災計画を作成し、その実施を推進するほか、市長の諮問に応じて本市域の防災に係る重要事項を審議する。

資料編 2-1 箕面市防災会議委員一覧
資料編 5-2 箕面市防災会議条例
資料編 5-3 箕面市防災会議委員定数規則
資料編 5-4 箕面市防災会議運営要綱

2-1-1-1-2 箕面市災害対策本部

2-1-1-1-2-1 設置

災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、災害時又は災害発生のおそれがある場合に活動する組織で、市長が必要と判断したときに、災害予防及び災害応急対策を実施するために設置する。ただし、震度5弱以上の地震が発生した場合には、自動的に設置するものとする。

なお、市長に事故あるときは、地方自治法の規定により置く市長職務代理者が本部の設置を判断する。

資料編 2-2 箕面市災害対策本部構成員一覧
資料編 2-3 箕面市災害対策本部 組織イメージ図
資料編 5-5 箕面市災害対策本部条例

2-1-1-1-2-2 所掌事務

市災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努め、次の事務を行う。

- ・ 市域に係る災害に関する情報収集
- ・ 市域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針作成
- ・ 上記方針に沿った災害予防及び災害応急対策の実施
- ・ 箕面市災害時における特別対応に関する条例に規定する本部長の権限に属する事務
- ・ その他防災のために本部長が必要と認める事務

2-1-1-1-2-3 本部長及び副本部長

本部長は市長、副本部長は副市長とする。

なお、災害により市長に事故あるときは、次の順位で本部長職務代理を置く。

(市災害対策本部長職務代理の順位)

副本部長、教育長、上下水道企業管理者、ボートレース事業管理者、病院事業管理者、市政統括監、防災を所管する部局長、防災を所管する副部長、防災を所管する課室長

※一の役職に複数の職員があるときは、その協議によって順位を決めるものとする。

※いずれかの役職が空席の場合は、次の順位者とする。

また、本部長代理への就任又は事故等により副本部長が欠けるときは、上記順位によりその代理を置く。

2-1-1-1-2-4 本部員

本部員は、教育長、上下水道企業管理者、ボートレース事業管理者、病院事業管理者及び部長級職員並びに部局長とする。

2-1-1-1-2-5 対策部及び対策部長

本部長は、必要に応じて市災害対策本部に部を置き、本部員から部長を指名する。

平常時の組織における部局との混同を避けるため、この計画において、市災害対策本部に置く部を「対策部」、部長を「対策部長」と呼ぶ。

2-1-1-1-2-6 特別班

本部長は、特に必要と認める場合に、対策部内に特別班を置くことができる。

2-1-1-2 市の動員体制の整備

2-1-1-2-1 職員の配備レベル

市長は、災害規模に応じ、職員の配備を指令する。

配備レベルは次の3段階とし、配備の基準、配備人員等は、この計画に基づき作成する実動計画類においてあらかじめ定める。

(配備レベル)

- ・警戒配備 : 気象状況等により災害発生のおそれが予測される時
- ・実動配備 : 小規模な災害が発生したとき、又はまさに発生しようとしているとき／(自動参集)市域において震度5弱の地震が発生したとき
- ・総員配備 : 市域の広い範囲に災害が発生しているとき、又はまさに発生しようとしているとき／(自動参集)市域において震度5強以上の地震が発生したとき。

なお、各配備レベルから次のレベルへの移行は、災害の状況に応じ段階的に行う。

2-1-1-2-2 警戒配備・実動配備人員の指名

市長は、あらかじめ対策部に警戒配備及び実動配備に必要な人員数を割り振り、各対策部長に配備職員を指名させる。

また、各対策部の主な担当部局において、指名職員の連絡方法等を明記した台帳を整備する。

2-1-1-2-3 勤務時間外における参集体制

市は、以下の措置により、勤務時間外において職員が迅速に参集する体制を整備する。

- ・ 情報収集体制の整備
(災害発生が予測される場合の当直、突発的な災害発生情報を受信する体制等)
- ・ 情報伝達体制の整備
(職員緊急参集メール・コールシステムの整備、主要関係職員間のメーリングリスト活用等)
- ・ 地区防災スタッフの任命、施設における地震時初動員の指名
- ・ 自動参集基準の周知徹底

資料編 2-4 勤務時間外連絡体制イメージ図

2-1-1-2-4 職員の市内在住率の増加

市は、職員の災害時の速やかな参集及び本市の地域防災活動への参加等を促進するため、中・長期的な視点で職員の市内在住率の増加をめざす。

2-1-1-2-5 配備職員の確保のための措置

市は、災害対応が長期化した場合であっても、災害対策本部の従事職員を3交替でローテーションするため、子育て中の職員の子どもの臨時託児体制を整備する。

また、通常業務の縮小等により交替要員を含めた配備職員を確保するため、縮小すべき業務等を災害時業務継続計画（BCP）にあらかじめ定める。

2-1-1-3 防災中枢機能等の確保、充実

市は、市の防災中枢機能を確保するため、災害対策本部室の防災対策の強化及び本部機能の充実を図るとともに、災害対策本部用の食糧等の備蓄。

また、情報システムで保有するデータ、特に住民情報系データについては、その滅失が迅速な被災者救済又は早期復旧の大きな障害となることから、複数のバックアップを保存し、そのうち一つは同一の災害で被災しない遠隔地に保管する。

資料編 2-5 箕面市災害対策本部 本庁舎イメージ図
資料編 2-6 箕面市災害対策本部 本部フロアイメージ図

2-1-1-4 装備・資機材等の備蓄

市は、応急対策及び応急復旧に迅速に対応するため、装備・資機材の充実及び、関係団体との連携により資機材、技術者等の確保に努めるとともに、保有、備蓄する装備・資機材の点検保全を行う。特に医療施設やライフライン施設については、早期に復旧できる体制等を強化する。

2-1-2 地域防災拠点の整備

市は、府計画に定める「地域防災拠点（市域における応援部隊の受け入れ及び活動拠点、備蓄拠点、物資輸送拠点）」を次のとおり整備する。

2-1-2-1 外部支援受け入れ拠点

自衛隊、緊急消防援助隊、他自治体からの給水支援や応援職員の受け入れ及び活動・駐留拠点、又は外部からの救援物資の受け入れ拠点として、「外部支援受け入れ拠点」を整備する。

（外部支援の種別と外部支援受け入れ拠点）

- ・ 自衛隊：府立箕面高校グラウンド及び屋内運動場
- ・ 緊急消防援助隊：市立かやの広場を中心とする周辺地域及び市立第一総合運動場武道館
- ・ 救援物資：市立総合保健福祉センター（市内への輸送拠点を兼ねる）
- ・ 給水支援：サントリー箕面トレーニングセンター
- ・ ボランティア：市立市民活動センターを中心とするかやのさんぺい橋周辺（みのおキューズモール内）
- ・ 医療救護支援：箕面市立病院

※ 上記拠点の被災状況等から使用が困難、又は収容しきれない場合は、災害対策活動拠点（**2-1-2-4** 参照）を使用する。

※ 他自治体から派遣された事務・技術職員等の応援については、市災害対策本部で受け入れる。

※ ボランティアは、個人のほか、民間企業、NPO、NGO等、行政機関・公的機関以外からの自発的な人的支援全般を言う。（この計画において、以下同じ。）

資料編 3-1 外部支援受け入れ拠点一覧・位置図
資料編 3-1-1 総合保健福祉センターへのアクセスルート
資料編 3-1-2 みのおキューズモール周辺図

2-1-2-2 災害時用臨時ヘリポート

災害時用臨時ヘリポートは、次の2カ所とする。

- ・第二総合運動場多目的グラウンド
- ・とどろみの森学園グラウンド（ただし、箕面有料道路の寸断などにより市北部地域が物理的に孤立した場合に限る）

資料編 3-3 災害時用臨時ヘリポート一覧・位置図

2-1-2-3 備蓄拠点

避難者のための備蓄は、避難所に置く。

市災害対策本部用の備蓄及び資機材等は、以下3か所の中央倉庫に置く。

- ・牧落倉庫
- ・西日本電信電話(株) 百楽荘旧社屋
- ・市役所本庁舎駐車場内備蓄倉庫

資料編 3-4 備蓄拠点一覧・位置図
資料編 3-5 中央備蓄倉庫備蓄資機材一覧
資料編 3-6 避難所備蓄倉庫備蓄資機材一覧

2-1-2-4 災害対策活動拠点

避難所、外部支援受け入れ拠点、備蓄拠点以外のすべての庁舎及び公共施設を「災害対策活動拠点」として位置付け、市災害対策本部の判断により各種災害対策の拠点として使用できるよう、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、耐震化や非常用電源の確保など整備を図り、災害対策活動拠点機能の確保・充実を図る。

資料編 3-7 災害対策活動拠点一覧

(想定用途)

- ・外部からの支援者等の宿舍
- ・遺体安置
- ・臨時庁舎
- ・避難長期化の際の避難所機能の移設 等

2-1-3 防災訓練及び防災研修の実施

市は、市の防災体制を点検し、そのレベルを維持・向上するため、次の防災訓練及び研修を実施する。

2-1-3-1 職員防災訓練

この計画に基づき策定する防災力維持強化計画に基づき、職員参集、市災害対策本部設置・運営、情報伝達等の職員防災訓練を定期的実施する。

2-1-3-2 全市一斉総合防災訓練

大規模地震を想定した全市一斉総合防災訓練を実施し、災害時要援護者を含む地域住民、自治会等の地域コミュニティ、地区防災委員会、防災関係機関、災害時相互応援協定を締結している自治体、市内事業者、災害時に自発的支援を行うボランティア団体等、あらゆる主体とともに、情報伝達訓練を主とした訓練を行う。

全市一斉総合防災訓練の実施日は、毎年1月17日とし、実際の災害が曜日に関わらず発生することに鑑み、曜日等に起因する日程の変更は原則として行わない。

2-1-3-3 3市2町の連携

近隣市町との連携体制を確認するとともに、他市の防災体制に学ぶ場を持つため、災害時相互応援協定を締結している豊中市、池田市、豊能町、能勢町と合同会議等を開催する。

2-1-3-4 小・中学校における防災訓練

小・中学校においては、従来、授業中等、教職員の管理下にある場合の発災を想定した避難訓練を実施してきたが、これに加え、休み時間等、子どもたちが自ら判断せざるを得ないケースを想定した抜き打ちの避難訓練や、登下校時に発災した際に帰宅すべきか再登校すべきかを判断するための訓練など、子どもたちが自らの行動を考える力を養う防災訓練を実施する。

2-1-3-5 職員に対する防災研修

全職員の災害対応力の向上を図るため、職員（教職員を含む）への防災研修を実施する。

- ・府等が実施する講習会、研修会等への参加
- ・地区防災スタッフ勉強会、スタッフリーダー会議の開催
- ・防災担当以外の職員に対する研修、説明会の実施
- ・防災活動に関するマニュアル配布 等

2-1-3-6 防災に関する調査研究の推進等

災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災計画を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について、調査研究を継続的に実施する。

また、過去の災害の教訓を防災体制に活かすよう、各種資料の収集及び公開に努める。

なお、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、Iot、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応事務のデジタル化の推進に努める。

2-1-4 広域防災体制の整備

市は、大規模災害に対応するため、広域的な防災体制の整備を推進する。

2-1-4-1 中・長距離自治体との災害時相互応援協定

同一の災害で被災しない中・長距離にある自治体との災害時相互応援協定の締結を推進するとともに、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど広域防災体制の強化を進める。

資料編 2-14 災害時応援協定一覧

2-1-4-2 緊急消防援助隊の受け入れ体制の整備

地震等の大規模災害時における消防活動をより効果的に実施するため、「緊急消防援助隊箕面市消防本部受援計画」に基づき市内受援体制を整えとともに、

外部支援受け入れ拠点を設け、活動拠点を迅速に提供できる体制を整備する。

2-1-4-3 自衛隊の災害派遣に対する連携体制の整備

地震等の大規模災害時における自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から連絡体制の強化、共同の訓練実施や派遣の要請手続きの明確化等、自衛隊との連携体制を整備する。

資料編 3-1 外部支援受け入れ拠点一覧・位置図

2-1-5 情報収集伝達体制の整備

市は、災害発生時に被害情報を迅速に収集するとともに、府及び防災関係機関と相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から情報収集伝達体制の確立に努める。

資料編 2-7 災害対策本部 情報収集体制イメージ図
資料編 2-8 情報収集・伝達ルート図

2-1-5-1 災害情報収集伝達システムの基盤整備

無線通信網の多重対策、施設設備の耐震化対策及び停電対策を実施するとともに、相互に連携して防災情報システムの構築を図る。

2-1-5-1-1 防災情報システムの充実

- ・インターネット掲載情報の充実（市ホームページ、おおさか防災ネット等）
- ・府防災情報システム（ODIS）の活用
- ・広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用
- ・市民安全メール（日本語・英語）、Twitter、LINE、箕面くらしナビ等の活用
- ・職員緊急参集用システムの活用
- ・エリアメール／緊急速報メール／Yahoo!防災速報の活用（定められた種類の緊急情報に限る）

※エリアメールはNTTドコモ、緊急速報メールはau、ソフトバンク、楽天モバイルのサービス名

- ・災害対策本部3拠点カメラシステムの活用
- ・テレワークシステムの活用
- ・災害時情報共有システム（児童関係施設、障害児者関係施設及び高齢者関係施設の被災状況等を把握するシステム（厚生労働省設置））の活用

資料編 2-9 大阪府防災情報システム（ODIS）で取り扱う情報種別
資料編 2-10 エリアメール／緊急速報メールで送信可能な情報種別

2-1-5-1-2 無線通信施設の整備

- ・防災行政無線の整備充実
- ・消防無線の整備充実

資料編 2-11 MCA無線屋外子局一覧

2-1-5-2 情報収集伝達体制の強化

被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化により、情報収集体制を確保するとともに、消防本部及び守衛室との連携により、職員の常駐体制を確保する。

また、市ホームページ緊急情報フォームの活用、市民安全メール（日本語・英語）、Twitter、LINE、箕面くらしナビによる配信、防災行政無線の屋外大型スピーカーからの放送、コミュニティFMタッキー816による放送、エリアメール／緊急速報メール／Yahoo!防災速報の配信（定められた種類の緊急情報に限る）による情報発信等、多重・複合的な伝達体制を整備するとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化についても、各種防災訓練等を通じて情報収集伝達体制の強化に努めるものとする。

2-1-5-3 災害広報体制の整備

2-1-5-3-1 広報体制の整備

2-1-5-3-1-1 災害広報責任者の選任

災害時の情報一元化を図るため、あらかじめ災害広報責任者を選任し、報道機関への情報提供窓口とする。

ただし、コミュニティFMタッキー816にあつては、市災害対策本部内に取材スタッフが常駐し、自ら本部内の情報を収集、放送するものとする。

2-1-5-3-1-2 広報文案の事前作成

時間経過に応じ、提供すべき情報項目を整理した上で、次の事項について広報文案を事前に作成し、この計画に基づいて作成する実動計画類に記載する。

- ・地震の規模、余震、気象、水位、放射線量等の状況
- ・住民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ
- ・地域コミュニティにおける安否確認の呼びかけ
- ・出火防止、初期消火、救助活動の呼びかけ
- ・災害応急活動の窓口及び実施状況
- ・ライフラインの状況 等

2-1-5-3-1-3 多様な広報手段の確保

災害時要援護者に配慮し、ラジオや防災無線などの聴覚情報とメール、Twitter、LINE、箕面くらしナビの配信やホームページ掲載などの視覚情報の併用、外国人への情報提供のため、市民安全メールの英語版を配信するほか、多言語情報の発信を行う。

2-1-5-3-1-4 警戒レベルの広報 風水害

風水害時においては、災害から身を守るために市民がとるべき行動について、国が「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）で示す「警戒レベル」を用いて広報するものとする。

警戒レベル	とるべき行動	避難情報	雨の情報	川の情報
1	最新情報に注意	—	早期注意情報	
2	避難方法を確認	—	大雨・洪水注意報	氾濫注意
3	危険な場所から高齢者など避難	高齢者等避難	大雨・洪水警報	氾濫警戒
4	危険な場所から全員避難	避難指示	土砂災害警戒情報	氾濫危険
5	命を守って！	緊急安全確保	大雨特別警報	氾濫発生

2-1-5-3-2 緊急放送体制の整備

コミュニティFMタッキー816における災害時緊急割り込み放送システムを整備し、緊急地震速報の自動割り込み放送のほか、市及び消防本部からの割り込み放送を実施する。

2-1-5-3-3 報道機関との連携協力

コミュニティFMタッキー816を始めとする放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関と連携、協力した広報体制の整備に努める。

2-1-5-3-4 災害時の広聴体制の整備

市民等から寄せられる被害状況や応急対策状況等に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、市災害対策本部に入電室と専用直通電話を整備する。

聴覚（言語）障害者との通信は、ファクシミリにより対応する。

2-1-6 消火・救急・救助体制の整備

市は、迅速かつ的確な消火・救急・救助活動を実施するため、体制整備を図る。

2-1-6-1 消防力の充実

常備・非常備消防力の向上及び両者の連携強化を図る。

2-1-6-1-1 常備消防力

2-1-6-1-1-1 消防施設等

1 消防本部、2 消防署（箕面署・豊能署）、3 分署（豊川分署、東分署、西分署）、1 出張所（豊能署東出張所）を整備し、全市域をカバーする消防体制を確保する。

2-1-6-1-1-2 消防水利

消火栓の設置のほか、河川、ため池等の自然水利、プールの活用、防火水槽の整備等、消防水利の多様化を図る。

2-1-6-1-1-3 活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動実施のための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防御活動体制、救急・救助体制、広報体制、後方支援体制等の整備に努める。

2-1-6-1-2 非常備消防力（消防団）の活性化

2-1-6-1-2-1 体制整備

若手リーダーの育成、多様な住民の消防団活動への参加促進等により、組織強化に努めるとともに、消防団員の防災に関する高度な知識及び技能の向上を図るために教育訓練を実施する。

2-1-6-1-2-2 設備、装備の強化

消防団詰所、消防車両・携帯無線等の防災資機材の充実強化を図る。

2-1-6-1-2-3 地区防災委員会への参画

消防団は、地域で活動する団体の一つとして地区防災委員会に参画し、平常時から地域の防災活動について認識を共有する。

2-1-6-2 広域消防応援体制の整備

市域を接する豊中市、池田市、吹田市、茨木市、川西市と相互に必要な消防力を応援する相互応援協定を、大阪市とヘリコプターによる消防活動に関する応援協定を締結している。

緊急消防援助隊については、「緊急消防援助隊箕面市消防本部受援計画」に基づき受援体制を整えるとともに、外部支援受け入れ拠点を整備し、活動拠点を迅速に提供できる体制を整備する。

2-1-6-3 消防の広域化・無線のデジタル化

消防体制の整備及び確立に向け、消防の広域化を推進するとともに、消防・救急活動における情報取り扱いの一層の適正化及び通信の高度化を図るため、消防・救急無線のデジタル化を完了している。

2-1-6-4 連携体制の整備

府、府警察、自衛隊等と相互に連携し、情報相互連絡体制、輸送体制、消防用機器の同一規格化を図る等、消火・救急・救助活動を円滑に行うための体制整備に努める。

2-1-7 災害時医療体制の整備

市は、災害時の医療救護を迅速に実施するため、必要な体制を整備する。

資料編 2-15 現地医療体制のイメージ図

2-1-7-1 現地医療活動の基本体制

患者が最初に受ける応急手当又は一次医療を、市内の救護所において実施する。

2-1-7-1-1 応急救護所

市は、応急救護所において応急処置などを行う現地医療体制をあらかじめ整備する。

2-1-7-1-2 医療救護所（医療機関常設型）

救護所におけるトリアージの結果、二次医療、三次医療が必要な患者については、市災害医療センター（箕面市立病院）への搬送のほか、市外への広域搬送等、後方医療活動に適切につなぐ。

2-1-7-1-3 臨時医療救護所（避難所巡回型）

避難所生活が中・長期にわたる場合は、医療救護班が避難所を巡回することにより、避難所に臨時医療救護所を開設し、主に軽症患者の医療や被災市民の健康管理等を行う。

医療救護班の巡回時には、保健師、精神科医、歯科医師等と連携し、総合的な健康管理を行うよう努める。

2-1-7-2 後方医療活動への継承

救護所におけるトリアージの結果、緊急治療が必要と判断された重傷・重篤患者（トリアージタグ赤色）については、近隣の災害拠点病院へ、入院が必要と判断された中等症患者（同黄色）については、市災害医療センター（箕面市立病院）及び近隣の災害医療協力病院へ搬送することを原則とする。

2-1-7-2-1 市災害医療センター（箕面市立病院）

応急救護所、医療救護所において対応できない重症患者を受け入れる。市外への広域搬送等の対応は、市災害医療センターをコントロールタワーとして実施する。

2-1-7-2-2 連絡体制の整備

市災害対策本部に災害医療情報連絡員を定め、通信機能が麻痺した場合にも災害時医療に必要な情報が迅速に収集できるよう、府、医療関係機関とともに、災害時の連絡・調整窓口や情報収集・提供方法、役割分担等をあらかじめ定める。

また、市内医療機関に災害時優先電話回線の設置を推進する。

2-1-7-3 現地医療体制の整備

2-1-7-3-1 救護所の設置体制

2-1-7-3-1-1 応急救護所

市は、大規模災害時に応急救護所を開設できる体制を整備する。

2-1-7-3-1-2 医療救護所（医療機関常設型）

医療救護所を開設する医療機関をあらかじめ定め、市災害対策本部から被災状況、受け入れ態勢等を確認し、医療救護所を設置する体制を整える。

なお、勤務医等の出務が確保できない場合は、医療救護班による支援体制を整備する。

2-1-7-3-1-3 臨時医療救護所（避難所巡回型）

発災から数日程度が経過し、応急救護所を閉鎖したのちは、避難所に外部からの支援も含めた医療救護班を巡回させ、避難者の疾病治療、健康管理等を行う臨時医療救護所を開設する体制を整える。

巡回する医療救護班の診療科を避難者のニーズとマッチングできるよう、避難所において避難者の健康状態の把握に努める。

市内の開業医等が閉鎖している状況にあっては、在宅被災者の診療、投薬等を臨時医療救護所（避難所巡回型）で実施する体制を整備する。

2-1-7-3-2 市の医療救護班の編成と活動

市の医療救護班は、箕面市立病院の医師、看護師、その他職員で編成し、市立病院の医療救護班で不足する場合は、三師会の医師等を医療救護班に加える。

医療救護班は、市災害対策本部の指揮により、応急救護所、医療救護所の状況、要請等に応じて各救護所の応援に入る。

2-1-7-3-3 外部の医療救護班の受け入れ

外部からの支援による医療救護班は、外部支援受け入れ拠点に参集し、市の医療救護班と同様、市災害対策本部の要請を受けて活動する。

2-1-7-4 医療品等の確保体制の整備

医療関係機関等と協力し、医薬品及び医療機材の確保体制を整備する。

- ・市災害医療センター（箕面市立病院）における備蓄
- ・一般社団法人箕面市薬剤師会の協力による流通備蓄の確保
- ・市内ドラッグストア等との協定締結による店頭在庫の供給体制の整備

2-1-7-5 患者の搬送、医薬品の輸送体制の確立

災害時における患者、医療救護班及び医薬品等の大量かつ迅速、適切な搬送のため、輸送手段の確保と輸送体制の確立を図る。

2-1-7-5-1 患者搬送

特定の医療機関に患者が集中しないよう、広域災害・救急医療情報システム（府医療機関情報システム）の受け入れ可能病床情報等に基づき搬送する。

広域搬送の手段は、市災害医療センター（箕面市立病院）の救急車や市災害対策本部が手配する車両等による陸送とし、特に緊急を要する場合で、外部からの支援によりヘリコプターを使用できるときは、災害時用臨時ヘリポートから搬送する。

資料編 3-3 災害時用臨時ヘリポート一覧・位置図

2-1-7-5-2 医療救護班の搬送

医療救護班の救護所への搬送は、市災害医療センター（箕面市立病院）の車両、市災害対策本部が手配する車両、医療救護班に従事する者等の車両等による陸送とする。

2-1-7-5-3 医薬品等物資の受け入れと輸送

医薬品、医療機材等の物資は、他の救援物資と同様に、救援物資に係る外部支援受け入れ拠点に搬入し、市災害医療センター（箕面市立病院）又は医療救護に従事する医師、薬剤師等の指示により、市内各所に輸送する。

なお、市災害医療センター（箕面市立病院）で直接受け入れることも可能とする。

2-1-7-6 継続的医療の確保

専門医療が必要となる人工透析、難病、小児医療等について、災害関係医療機関等と協力して、必要医薬品等の確保、共有体制及び在宅医療患者への情報提供方法等を整備する。

平常時から投薬を受けている市民に対しては、三師会の協力を得て、避難者、在宅被災者ともに、投薬を続けられる体制を整備する。

2-1-7-7 医療機関等の体制整備

すべての医療機関は、防災体制や災害時の応急対応策等を盛り込んだ病院防災マニュアルを作成し、非常時の診療体制を確立する。

また、年1回以上の災害医療訓練の実施に努める。

2-1-8 緊急輸送体制の整備

2-1-8-1 地域緊急交通路の選定

市は、府が選定した広域緊急交通路と、市の災害時用臨時ヘリポート、市災害医療センター（箕面市立病院）、避難所等を連絡する道路を地域緊急交通路に選定する。

また、選定した緊急交通路については、災害時に機能を十分に発揮させるため、市は、市道以外の道路管理者および鉄道事業者等と災害時の対応について十分に調整するとともに、市民等への周知に努める。

資料編 3-12 緊急交通路位置図

2-1-8-2 地域緊急交通路の整備と応急点検体制等の整備

市は、災害時の緊急輸送ネットワークを確保するため、市道以外の公道の道路管理者と連携し、地域緊急交通路の効率的な整備に努め、平常時からその安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報収集体制や応急点検体制を整備する。

2-1-8-3 輸送手段の確保

市は、緊急輸送に係る手段を確保するため、緊急時に確保できる車両の配備や運用をあらかじめ計画するとともに、輸送能力を補完するため、民間輸送事業者等との連携に努める。

緊急通行車両として使用する計画のある車両については、箕面警察署に事前届出を行い、あらかじめ「緊急通行車両事前届出済証」の交付を受けるとともに、当該車両が災害対応中に、緊急通行車両である旨を第三者から容易に視認できる証票をあらかじめ作成し、発災後すぐに車両に表示できるよう備える。

2-1-8-4 災害時用臨時ヘリポートの指定

負傷者等の広域搬送、物資等の緊急輸送等、外部からの支援を航空輸送により受け入れるため、市立第二総合運動場多目的グラウンドを災害時用臨時ヘリポートに指定する。

また、箕面有料道路（グリーンロード）が崩落等により通行不可能となるとともに、迂回路の通行も困難な場合等、市北部地域が地理的に孤立した場合には、とどろみの森学園グラウンドを災害時用臨時ヘリポートとして使用する。

資料編 3-3 災害時用臨時ヘリポート一覧・位置図

2-1-8-5 交通規制の実施

災害時における道路施設の破損、欠損等により交通が危険であり応急復旧を必要とする場合に、道路管理者及び箕面警察署は相互に連携し通行規制を実施する。

市は、そのために必要な資機材を整備し、道路管理者及び箕面警察署が実施する交通規制に協力する。

2-1-9 避難収容体制の整備

2-1-9-1 避難所の選定・整備

2-1-9-1-1 避難所の選定

資料編 3-8 避難所一覧・位置図

2-1-9-1-1-1 最初に開設する避難所

発災直後、最初に開設する避難所は、小学校（北小学校及び萱野北小学校を除く。小中一貫校を含む。）、中央生涯学習センター・メイプルホール及び第二中学校の14カ所とする。（北小学校及び萱野北小学校は、土砂災害危険地域内にあることから避難所とせず、その代替として中央生涯学習センター・メイプルホールを北小学校区住民、第二中学校を萱野北小学校区住民の避難所とする。）

市民は、原則として、自らが居住する校区の小学校（小中一貫校を含む。北

小学校区にあつては中央生涯学習センター・メイプルホール、萱野北小学校区にあつては第二中学校とする。以下同じ。)に避難するものとする。ただし、自治会等の地域コミュニティの範囲が複数校区にまたがっている場合等は、地域コミュニティ単位で避難する避難所をあらかじめ定めることができる。

風水害により局地的な被害発生が予測される場合は、上記14避難所のうち必要な避難所を開設する。

なお、最初に開設する避難所のうち、唯一学校施設でない中央生涯学習センター・メイプルホールは、芦原公園をグラウンドの代替として使用するものとする。

2-1-9-1-1-2 拡張して開設する避難所

被害状況により、最初に開設する14避難所で避難者を収容しきれない場合は、中学校（第一中学校及び第二中学校を除く。）4カ所に避難所を拡張する。

拡張の判断は、最初に開設する避難所ごとに行い、地震時にあつては地区防災委員会が、風水害時にあつては市災害対策本部が判断する。

2-1-9-1-1-3 予備的避難所

北小学校、萱野北小学校及び第一中学校を、地震時において、発災後一定時間が経過したのち災害対策本部の判断で安全性が確保される場合において使用する予備的避難所とする。

予備的避難所は、土砂災害のリスクを避けるため発災直後の使用は行わないことから、避難者のための備蓄は行わず、物資供給体制が整ったのち開設する。

2-1-9-1-1-4 緊急避難場所と避難所の関係

災害対策基本法では、切迫した災害の危険から逃れるための緊急避難場所と、一定期間滞在し避難者の生活環境を確保するための避難所が区別されているが、本市では、津波被害は想定されておらず、かつ、土砂災害危険区域等に含まれる施設を避難所として指定しない（避難所指定の施設を含むエリアに新たに土砂災害危険区域等が指定された場合は、避難所指定を解除する。）こととしているため、緊急避難場所は別途指定せず、避難所と同一とする。

2-1-9-1-2 避難所の機能整備

市は、最初に開設する避難所及び拡張して開設する避難所に食糧（アレルギー対応食を含む）、飲料水、生活物資、衛生用品、発電機等の備蓄及び通信環境の整備に努めるとともに、貯水槽及びプール（これらの設備を備える避難所に限る）を耐震化し、飲料水及び生活用水のさらなる確保に努める。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を踏まえ、平常時から、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局は連携して、発災時に円滑な支援を実施できる体制の確保に努める。

併せて、避難所（学校施設の場合に限る）の体育館及び教室に空調設備を整備し、体育館の空調施設のためのプロパンガスについて常に一定残量を確保する。

また、災害時要援護者を含む多様な避難者が利用しやすいよう、避難所に福祉仕様のトイレ及びスロープの整備（又は仮設スロープの配備）等を行う。

資料編 3-6 避難所備蓄倉庫備蓄資機材一覧

2-1-9-1-3 避難者の受け入れ

市は、避難所に避難した避難者について、住民票の有無等にかかわらず適切に受け入れられるよう、地域の実情等を勘案し、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

2-1-9-1-4 避難所運営マニュアルの整備

市が基本の避難所運営マニュアル（感染症対策版等を含む。）を作成し、地震時の避難所運営を担う地区防災委員会が各避難所の物理的特性に合わせた調整を行い、避難所ごとの運営マニュアルを作成する。

また、マニュアルにおいては、災害時要援護者を含む多様な避難者が利用しやすいよう、災害弱者が使用するエリアを確保する等の配慮を行う。

2-1-9-2 災害時要援護者の保護、福祉避難所の指定

避難生活が長期化する場合は、災害時要援護者が適切な支援やケアを受けられるよう、福祉施設等を福祉避難所に指定し、手厚いケアが必要な災害時要援護者から優先して移送する。

また、福祉サービス事業者等と連携し、地域の避難所において可能な限り福祉的・医療的ケアが受けられるよう体制を整備する。

資料編 3-9 福祉避難所一覧

2-1-9-3 避難地、避難路の選定

2-1-9-3-1 避難地

箕面市内には、広大な空閑地が非常に少なく、十分な避難地の確保が困難であるため、実効性を重視して選定する。

府計画に定める一時避難地は、市内の開設面積1ha以上の公園とし、広域避難地は、第二総合運動場（周辺地域含む）及び森町中央公園とする。

ただし、開設面積1ha以上の公園のうち芦原公園は、最初に開設する避難所の一つである中央生涯学習センター・メイプルホールのグラウンド代替として使用するため、一時避難地には指定しない。

資料編 3-10 避難地一覧

2-1-9-3-2 避難路

避難路は、幅員16メートル以上の道路及び幅員10メートル以上16メートル未満の道路のうち、細街路から広域避難地等に至るまでに通る比較的安全な道路とする。

また、土砂災害警戒区域等から最初に開設する避難所までの経路で、当該区域から最短のルートで区域外に達する経路についても避難路に指定する。

資料編 3-11 避難路位置図

2-1-9-4 避難誘導體制の整備

2-1-9-4-1 大規模地震時の避難誘導體制 **地震**

地震は、発生が予測できず、かつ被害が市全域で同時に多発すること、また、市災害対策本部の人員体制が十分確保できない可能性が高いことから、地区防災委員会を核として、自治会等の地域コミュニティで安否確認から避難支援まで行う体制整備を推進する。

2-1-9-4-2 風水害時の避難誘導體制 **風水害**

風水害は、あらかじめ発生が予測できること、避難を要する地域が土砂災害又は浸水危険地域に限られることから、市、避難行動要支援者名簿を保有する避難支援関係者等及び自治会等の地域コミュニティが協力して災害時要援護者の避難支援を実施する体制を構築する。

2-1-9-4-2-1 風水害時の避難の類型

風水害時の避難は、災害対策基本法第60条第2項の規定により立ち退き先として避難所を指定する場合（この計画において「避難所に避難」という。）と、同条第3項の規定により屋内での退避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する場合（この計画において「2階に避難」という。）がある。

災害対策本部長は、家屋内にとどまっていたりしては生命又は身体に危険が及ぶ場合には「避難所に避難」を指示し、家屋内にとどまった場合でも生命・身体に危険がなく、「避難所に避難」することによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは「2階に避難」を指示する。

ただし、「2階に避難」の対象世帯であっても、避難所に避難することを妨げない。

※注 避難情報に関するガイドライン（内閣府）においては、「立退き避難」とは、ハザードマップに掲載されているハザードエリアやそのようなエリアに指定されていない又はハザードマップに掲載されていないものの災害リスクがあると考えられる地域の居住者等が、自宅・施設等においては命が脅かされる恐れがあることからその場を離れ、災害リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動することをいい、災害対策基本法第60条第1項に規定される避難行動の基本としている。「屋内安全確保」については、災害から身の安全を確保するためには災害リスクのある区域等からの「立退き避難」が最も望ましいが、洪水等に対しては、住宅構造の高層化や浸水想定が明らかになってきていること等から、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への移動や高層階にとどまること（退避）等により、計画的に身の安全を確保することをいう。この計画においては、「立退き避難」を「避難所に避難」、「屋内安全確保」を「2階に避難」と表記する。

2-1-9-4-2-2 避難所に避難を要する世帯の避難誘導體制

市は、避難所に避難を要する世帯をあらかじめ把握し、戸別に避難に関する情報を伝達する手段の確立に努める。

自ら避難所に移動することが困難な世帯に対しては、市、避難支援等関係者あるいは自治会等の地域コミュニティが避難を支援する。

2-1-9-4-2-3 2階に避難する世帯の避難誘導體制

市からの災害広報を受け、住民自ら家屋内の安全な場所に退避することを原則とし、家屋内の移動を自ら行うことが困難であることを避難支援関係者等や自治会等の地域コミュニティがあらかじめ把握している世帯については、必要に応じて支援する。

2-1-9-5 応急仮設住宅等の事前準備

市は、あらかじめ応急仮設住宅の建設候補地の選定に努め、選定した候補地を府のデータベースに登録する。

また、災害時に被災者用の住居として利用可能な市営住宅等を把握する。

2-1-9-6 住宅の安全確認による避難者の帰宅支援

市は、避難者の早期の帰宅が可能かどうかを判断し、又は避難せず在宅している市民の安全を確認するため、府が整備する応急危険度判定制度及びNPO法人大阪府砂防ボランティア協会の斜面判定制度を活用する。

市は、判定に必要な資機材を整備し、府又はNPO法人大阪府砂防ボランティア協会から派遣される判定士の受け入れ体制を整えとともに、建築関係団体等と協力し、市民に対して制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

2-1-9-7 広域避難

2-1-9-7-1 広域避難の協議

市は、市域の広範囲にわたり災害が発生するおそれがある段階における広域避難の円滑な実施を確保するため、広域避難の協議や居住者等の運送の要請ができるよう、府内市町村に要請するときは当該市町村と直接被災者の受け入れについて協議し、府外市町村に要請するときは府と協議して他の都道府県及びその市町村との受け入れに係る協議を求める。

2-1-9-7-2 広域避難の受け入れ

市は、他の市町村又は府を通じて広域避難の受け入れにかかる要請を受けたときは、第二総合運動場を主として、第一総合運動場武道館、市民体育館（スカイアリーナ）で受け入れるものとする。

ただし、本市域も災害の発生が予想され、広域避難時においてこれら施設を災害対策に使用しているときは、使用していない災害対策活動拠点での受け入れを検討するなど、個別の災害における状況を総合的に勘案し判断するものとし、受け入れが困難であるときは、要請元にその旨を報告するものとする。

資料編 3-7 災害対策活動拠点一覧

2-1-9-8 広域一時滞在

2-1-9-8-1 広域一時滞在の要請

市は、被災した市民を災害から保護し、又は居住の場所を市内で確保することが困難な場合において、府内市町村に要請するときは当該市町村と直接被災者の受け入れについて協議し、府外市町村に要請するときは府と協議して他の都道府県との受け入れに係る協議を求める。

2-1-9-8-2 広域一時滞在の受け入れ

市は、他の市町村又は府を通じて広域一時滞在の受け入れにかかる要請を受けたときは、第二総合運動場を主として、第一総合運動場武道館、市民体育館（スカイアリーナ）で受け入れるものとする。

ただし、本市が被災し、これらの施設を災害対策に使用しているときは、使用していない災害対策活動拠点での受け入れを検討し、これら拠点の使用状況又は使用予定等により受け入れが困難であるときは、要請元にその旨を報告するものとする。

2-1-10 緊急物資確保・供給体制の整備

市は、災害による家屋の損壊、滅失、流失等により、水、食糧、生活必需品の確保が困難な住民に対して、必要な物資を供給するため、その確保・供給体制を整備する。

2-1-10-1 給水体制の整備

「1日1人あたり3リットル×発災直後の3日分」の飲料水を家庭で備蓄するよう周知徹底し、避難所にも同等の備蓄を整備することにより、3日間は緊急給水が必要ない体制づくりを推進する。

その後、給水が復旧しない場合は、府内水道（用水供給）事業者の相互応援体制及び日本水道協会関西支部等、外部からの支援を含め、飲料水を供給する体制の整備に努める。

- ・給水拠点の整備
- ・給水車の配備、給水用資機材の備蓄
- ・応急給水マニュアルの整備
- ・避難所における飲料水の備蓄
- ・避難所の貯水槽の耐震化
- ・避難所における応急給水体制の整備
- ・災害時協力井戸の登録推進と情報共有

2-1-10-2 食糧・生活用品の確保と供給

府計画においては、府・市町村をはじめ防災機関は、相互に協力して食料・生活必需品の確保に努める。また、備蓄品の調達にあたっては可能な限り要配慮者、女性、子どもに配慮するとされている。

市全域に被害が及ぶ大規模災害時には、本市だけでなく、府全域に相当の被害が発生すると予想され、府からの食糧備蓄の緊急輸送が即日受けられる可能性が低いことから、市は、外部からの支援が期待できるまでの3日間、市独自で持ちこたえられるよう備蓄を整備する。

なお、各家庭において3日分の食糧を備蓄するよう周知徹底することにより、家屋の被害が軽度であれば3日間は食糧の配布が必要としない体制づくりを推進する。

また、3日分の備蓄を消費した後において、外部からの支援物資の受け入れと住民への供給を円滑に行うため、市は、外部支援受け入れ拠点を整備する。

2-1-10-2-1 食糧・生活用品の備蓄

- 要給食者数 2万人（最大想定避難者数）
- 給食数 1日1人あたり2食、3日分
- 備蓄食糧・生活用品等
 - ・パン、アルファ化米等の主食（アレルギー対応食含む）
 - ・野菜スープ等の副食（アレルギー対応食含む）
 - ・高齢者、乳幼児のためのおかゆ、ミルク、哺乳瓶等
 - ・毛布
 - ・衛生用品（大人用・子供用紙おむつ、生理用品、トイレットペーパー等）
 - ・非常用トイレ
 - ・照明機器（発電機、投光器、ランタン、懐中電灯等）
 - ・炊事道具
 - ・医療品等（マスク、消毒液等）

2-1-10-2-2 備蓄体制

避難者へのスムーズな供給のため、避難者のための備蓄物資は主に最初に開設する避難所及び拡張する避難所に置き、定期的に点検及び更新を行う。

ミルク、紙おむつ等は、一定量を備蓄した上で、保育所又は福祉施設等に流通在庫として置く備蓄体制づくりを推進する。

2-1-10-2-3 供給体制

市は、外部からの救援物資の受け入れ、災害対策本部における在庫、避難所からの物資要請に関する情報を統合して処理する災害時物流システムを構築するとともに、システムの操作に精通する特別班を設置する。

2-1-10-3 燃料の確保と供給

市は、発電機に使用するガソリン及び体育館の空調設備のためのプロパンガスを避難所に供給できるよう、関係事業者と連携して供給体制を整備する。

2-1-11 ライフライン確保体制の整備

ライフラインに関わる事業者は、府計画に基づき、防災体制と災害が発生した場合の迅速な応急復旧実施体制の整備に努める。

市は、ライフラインのうち上下水道を管轄する者として、災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うとともに、他のライフライン事業者の応急復旧に協力する体制を整備する。

2-1-11-1 上下水道の防災体制

市は、災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

- ・ 応急復旧マニュアル等の整備
- ・ 管路図等の管理体制の整備
- ・ 重要な管路の耐震化、多重化等の推進
- ・ 応急復旧用資機材の備蓄

- ・ 府内水道（用水供給）事業者における災害時の体制整備（上水道）
- ・ 上下水道関係事業者との協定締結の推進
- ・ 市民への飲料水備蓄の重要性等に係る広報の実施

2-1-11-2 他のライフラインに係る応急復旧体制

電力、ガス、電気通信等のライフライン事業者は、災害時に迅速な応急復旧を行うための体制を整備する。

市は、電力、ガス、電気通信等のライフラインに関する応急復旧に関し、協力要請等があった場合は、最大限協力するものとし、特に市民への広報を必要とする場合は、市の情報伝達手段を利用し、迅速な広報活動を支援する体制を整備する。

2-1-12 交通確保体制の整備

道路、鉄軌道等の管理者は、府計画に基づき、防災体制の整備に努めるとともに、災害発生時における安全かつ円滑な交通を確保する。

箕面警察署は、通行規制及び迂回路への誘導等を迅速に行う体制を整備し、緊急交通路の通行、市民の安全等を確保する。

市は、主に市道の管理者として、災害発生後直ちに道路施設の被害状況の把握及び安全点検を行う体制を整備し、被害の拡大防止及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、次の防災体制を整備する。

資料編 3-12 緊急交通路位置図

- ・ 応急復旧マニュアル等の整備
- ・ 障害物除去のための道路啓開（障害物を取り除いてきりひらくこと）用資機材の確保
- ・ 応急復旧用資機材の備蓄
- ・ 国、府等、他の道路管理者との協力体制の整備
- ・ 工事関係事業者との協定締結の推進
- ・ 箕面警察署との通行規制等に関する連携体制の整備
- ・ 鉄道事業者との地域緊急交通路の確保に係る連携体制の整備

2-1-13 災害時要援護者支援体制の整備

災害時要援護者のための支援を「発災直後の網羅的な安否確認」、「避難行動の支援」及び「継続的な支援」の3つの視点で捉え、市は、それぞれに適した情報把握・共有及び支援体制の整備を推進する。

2-1-13-1 要援護者への3つの支援類型

2-1-13-1-1 発災直後の網羅的な安否確認 **地震**

大規模地震等、事前に予測のできない災害においては、発災後迅速に高齢者、障害者等の安否確認を行い、要援護者が救助や避難支援を必要とする状況に陥っていないか確かめ、必要な場合は支援の手を確保する必要がある。

特に独居高齢者、高齢者のみの世帯、介護度の高い高齢者、重度障害者、妊婦、低年齢の乳幼児等は、とっさの危険回避行動や自力での避難等が困難であるため危険性が高く、迅速な安否確認を実施する必要性が高い。（これらの者を「要安否確認者」とする。）

資料編 5-1 災害時特別宣言条例
資料編 5-1-1 妊婦の範囲を定める規則

2-1-13-1-2 避難行動の支援

災害対策基本法では、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の配慮を要する者）のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難のために特に支援を要する者を「避難行動要支援者」と位置付け、市町村にこれらの者の把握に努めるとともに、避難支援等を実施するための基礎とする名簿の作成を義務付けている。

また、避難行動要支援者の災害時の円滑な避難の実効性を確保するため、当該避難行動要支援者ごとに避難支援等実施者等をあらかじめ定める個別避難計画の作成については、作成に努めるものとされている。

災害対策基本法において、この避難行動要支援者名簿は、災害時の支援に備えて、平常時から消防機関、都道府県警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織などに提供（条例規定又は本人同意が必要）でき、かつ災害時には本人同意なく避難支援に関わる者に提供できるとされており、平常時からの地域のつながりと支え合いを基礎に、災害時の支援につなげることが企図されている。

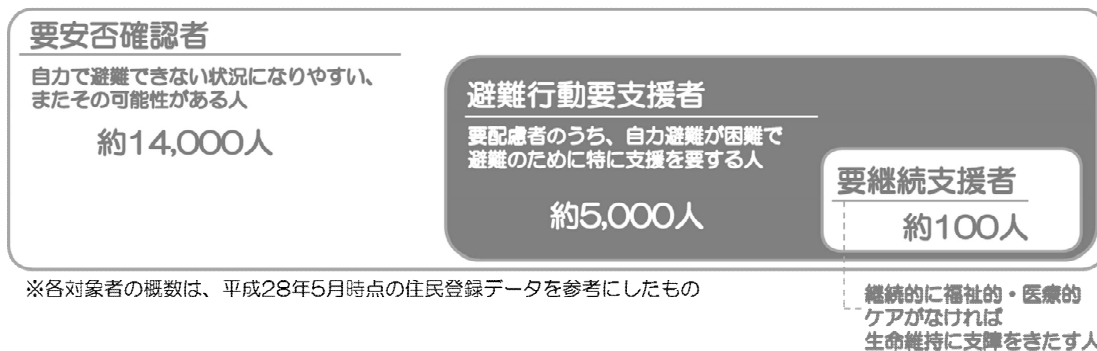
2-1-13-1-3 継続的な支援の確保

避難行動要支援者のうち、平常時から福祉又は医療サービスを受けている高齢者、障害者等は、災害発生直後の生命の危機を脱した後も、継続して福祉的、医療的なケアを受け続けなくては、生命維持に支障をきたす場合がある。（これらの者を「要継続支援者」とする。）

どのようなケアがどの程度必要かは人によって異なることや、平常時に必ずしも行政によるサービスを受けているとは限らないこと、また、ケアを実施するための支援者に専門知識を有する者を充てる必要があること等から、あらかじめきめ細やかな情報を把握する必要性が特に高い。

2-1-13-1-4 3つの支援類型の対象者の関係

「発災直後の網羅的な安否確認」、「避難行動の支援」及び「継続的な支援」の3つの支援類型それぞれの対象者は、次のように整理される。



2-1-13-2 要安否確認者への支援体制 **地震**

大規模地震等を想定した場合に、被害が全市域で同時多発的に発生すること、行動の迅速性が生死を分けること等から、その支援体制は、支援者の人数が多いこと、要援護者に物理的に近い位置にいることが必須要件となる。

そのため、支援の担い手は地域住民とし、地区防災委員会を核として自治会等の地域コミュニティとの連携により、安否確認、避難支援等を実施する。

箕面市災害時における特別対応に関する条例（災害時特別宣言条例）の規定により、要安否確認者の名簿は、市が保有する住民情報等から必要最小限の情報のみを機械的に抽出して作成する。個人情報保護の観点から、平常時は封印保管し、大規模災害時にのみ開封する体制を整備する。

2-1-13-3 避難行動要支援者への支援体制

2-1-13-3-1 避難行動要支援者

災害対策基本法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者名簿に次の者を登載する。

- ・要介護1又は2の認定を受けており、かつ独居の者
- ・要介護3、4又は5の認定を受けている者
- ・身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者
- ・療育手帳Aの交付を受けている者
- ・生後6か月までの乳幼児

また、当該名簿に掲載された避難行動要支援者の災害時の円滑な避難の実効性を確保するため、平時から避難行動要支援者本人の心身の状況や生活実態等を網羅的に把握している介護支援専門員や相談支援専門員等の福祉専門職の参画の下、本人や家族、地域住民、行政等が連携し、同法第49条の14に規定する個別避難計画を作成する。

2-1-13-3-2 避難支援等関係者

災害対策基本法第49条の11第2項の規定により、災害の発生に備えて平常時に当該名簿情報を提供するもの（以下「避難支援等関係者」という。）は、次のとおりとする。

- ・消防団
- ・箕面警察署
- ・民生委員・児童委員
- ・社会福祉協議会（地区福社会を含む）
- ・地区防災委員会
- ・自治会又は自主防災組織（名簿の提供を申し出たものに限る）

2-1-13-3-3 名簿情報の提供

名簿情報は、箕面市災害時における特別対応に関する条例（災害時特別宣言条例）第6条の2に定めるところにより提供し、避難支援等関係者は、当該名簿情報を利用して、避難支援等に必要な体制の整備、事業又は活動を行うこと

ができる。

また、災害発生時又は災害が発生するおそれが高い場合には、上記の避難支援等関係者に限らず、自治会などの地域コミュニティに対して名簿情報を提供し、避難行動要支援者の避難支援を依頼するものとする。

資料編 5-1 災害時特別宣言条例

2-1-13-3-4 個別避難計画の作成

避難行動要支援者名簿に登載された避難行動要支援者の災害時の円滑な避難の実効性を確保するため、当該避難行動要支援者ごとに避難支援等実施者等をあらかじめ定める個別避難計画の作成について、平常時から、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成する。

2-1-13-4 要継続支援者への支援体制

要継続支援者の多くは、避難行動要支援者の内数に含まれることから、その名簿情報は平常時から避難支援等関係者が保有し、災害時における迅速な避難支援と、福祉的・医療的ケアの継続につながるよう、平常時から情報収集などに努める。

また、福祉的・医療的ケアの継続には、専門家の支援が不可欠であるため、支援の担い手は、福祉施設、医療機関等の専門機関及び福祉サービス事業者を確保するほか、場合によっては、市外への移送、外部からのボランティアの支援等をコーディネートする。

きめ細やかな身体状況や障害特性等を把握する必要があること、市の保有情報から機械的に対象者を把握することが困難であること等から、要継続支援者については、市の保有情報に加え、本人又は家族から収集した情報及び平常時の提供サービス等に係る情報等を複合的に管理する。

2-1-13-5 福祉避難所の指定と福祉サービス事業者の支援の確保

要継続支援者が避難者となった場合に、地域の避難所での長期避難生活が困難となることが予想されるため、福祉施設又は福祉サービス事業所等を福祉避

難所に指定し、移送及び受け入れ体制の整備を推進する。

要継続支援者が発災後も在宅で生活する場合の福祉的・医療的ケアの担い手を確保するため、福祉サービス事業者等との災害時の連絡体制を整備するほか、市内で十分なりソースを確保できない場合に備え、外部からのボランティア受け入れ体制、又は被災していない地域の専門機関への移送体制等を整備する。

2-1-13-6 多様な手法による情報提供体制の整備

2-1-13-6-1 多重・複合的な情報提供

視覚障害者のため、防災マップ、啓発パンフレット等の点字版作成等により、平常時の防災知識の啓発に努めるとともに、障害者団体等を対象とする説明会、又は地域コミュニティ等から事前に要請のあった説明会等においては、要約筆記等による情報保障を図る。

災害時の情報提供は、視覚情報（ホームページ、市民安全メール、Twitter、LINE、エリアメール／緊急速報メール／Yahoo!防災速報）と聴覚情報（防災行政無線、コミュニティFMタッキー816）を組み合わせるほか、掲示物は平易な表現と漢字に振り仮名を振る等の対応により、多様な市民への情報到達をめざす。

身体の状態又は障害特性等により、これらの一斉発信による手段による情報伝達が困難な場合は、個々の状況に応じて必要かつ合理的な配慮を行う。

2-1-13-6-2 多言語対応による外国人への支援体制

英語等の主要な外国語に対応する防災マップ、啓発パンフレット等の作成により、平常時の防災知識の啓発に努める。

また、災害発生時に多言語による情報提供を速やかに行うため、公益財団法人箕面市国際交流協会等との協力体制を整備し、コミュニティFMタッキー816による多言語放送、ホームページ又は臨時広報紙等での多言語表記等を行うとともに、外国人市民に向けて防災意識の啓発や災害時に正確な情報を取得して多言語で情報発信を担う外国人防災アドバイザーの養成に努める。

2-1-14 帰宅困難者（来街者等）支援体制の整備

2-1-14-1 帰宅困難者（来街者等）の発生の見込み

本市は、常住人口（夜間人口）に比べ、昼間人口が少ない。事業所等が少ない地域性から、流入人口は少なく、昼間時には、通勤・通学のため多数の市民が市外に流出している。

市外から本市への来街者については、箕面大滝周辺への観光客が特に紅葉シーズンにおいて相当数あること、北大阪急行線延伸線の箕面萱野駅及び箕面船場阪大前駅（いずれも令和5年度開業予定）の利用者等が見込まれることから、大規模災害時には公共交通機関の運行中止により帰宅困難者の発生が予想される。

2-1-14-2 徒歩帰宅者支援への協力

本市への来街者は、比較的近い地域からの来訪が多いと見られるため、大部分が徒歩による帰宅を試みると想定されることから、市は、府が行う、帰宅困難者支援協力店（「防災・救急ステーション」又は「災害時帰宅支援ステーション」）制度の推進等、徒歩帰宅を支援する環境整備に対し、事業者への周知啓発等に協力する。

2-1-14-3 事業者及び大学等の体制整備の推進

事業者は従業員及び店舗の利用者等が、市内にキャンパスを擁する大学等においては教職員及び学生等が、自宅までの距離が著しく長いことため徒歩帰宅が困難である場合に、交通機関の復旧等までの期間を安全に滞留させられるよう、飲料水、食糧、毛布等の備蓄の整備を推進する。

特に、ホテル、旅館等の宿泊施設においては、発災直後に事業者が宿泊者の安否確認を実施し、救助等の必要性を確認するとともに、安否確認結果を市災害対策本部に報告する体制を整備する。

2-1-14-4 遠方からの来街者の一時滞留に係る受け入れ体制

遠方からの観光客等、市内で数日にわたる一時滞留が必要な場合は、ホテル・旅館等の宿泊施設を利用できるよう市と宿泊施設の協力体制を整備するとともに、地域の避難所においても受け入れられるよう体制を整備する。

2-1-15 在宅被災者等の支援体制の整備

市は、大規模災害発生後に、避難する必要がなく在宅で生活する市民（在宅被災者）又は自宅の倒壊等を恐れて自家用車内で寝泊まりする市民（車中泊避難者）に、発災後3日経過後からライフラインや物流等の復旧までの間、必要な支援を確保するための体制を整備する。

2-1-15-1 避難所を拠点とする物資配送体制

調達又は外部からの支援により確保した物資は、市災害対策本部が外部支援受け入れ拠点から避難所へ配送し、避難所においては、地区防災委員会が物資を受け入れ・保管する。

地区防災委員会は、物資を避難者用と在宅被災者・車中泊避難者用に分けた上で、在宅被災者用物資については自治会等の地域コミュニティに配布する体制整備を推進する。

車中泊避難者については、避難所において車中泊場所、人数、健康状況などを登録することにより、物資の配布等の支援を受けられるよう、避難所における体制を整備する。

2-1-15-2 自治会等の地域コミュニティを通じた物資配送体制

避難所において地区防災委員会から物資の配布を受けた自治会等の地域コミュニティは、自らのコミュニティに属する世帯へ必要物資を配布するものとする。

なお、本市では、すべての市民がなんらかの地域コミュニティに属し、災害時の相互支援を行う体制づくりをめざす。

2-1-15-3 電源の供給

停電の長期化などが想定される場合は、在宅被災者に携帯電話の充電等の便宜を供するため、避難所、庁舎、公共施設（主に平常時から不特定多数の利用者が利用する施設）に充電スポットを開設する体制を整える。

2-2 地域防災力の向上

2-2-1 防災意識の高揚

2-2-1-1 個人・家庭への防災知識の普及啓発

市は、市民一人ひとりが災害に対する備えを心がけ、必要な備蓄等を継続して実行し、災害時においては自発的に地域での災害対応を行うよう、防災に関する知識の普及啓発を実施する。

2-2-1-1-1 個人・家庭への普及啓発の内容

2-2-1-1-1-1 災害等の知識

- ・災害の態様や危険性
- ・市をはじめとする各防災関係機関の防災体制等
- ・地域の危険場所
- ・風水害時の避難行動（避難所に避難又は2階に避難の別）

2-2-1-1-1-2 災害への備え

- ・備蓄（3日分の飲料水・食糧・生活物資、非常持ち出し袋の準備等）
- ・住まいの安全対策（住宅の耐震化、家具等の固定、外構の安全対策等）
- ・避難、家族との連絡方法等の確認
- ・地域コミュニティへの参加、災害時の地域コミュニティ活動の重要性
- ・防災訓練への参加の必要性

2-2-1-1-1-3 災害時の行動

- ・危険回避行動
- ・災害情報の入手
- ・地域コミュニティにおける活動（安否確認、安否情報の報告、初期消火・救助、避難支援、災害時要援護者への援助等）
- ・心肺蘇生、応急手当の実施
- ・避難生活、復旧までの在宅生活に関する知識

2-2-1-1-2 個人・家庭への普及啓発の方法

- ・広報紙、ホームページ等への継続的な記事掲載
- ・防災マップ等の全戸配布
- ・地域コミュニティを通じたパンフレット配布
- ・店舗又は医療機関の待合室等へのポスター、リーフレットの展示・配布
- ・他事業による配布媒体とのコラボレーションによる啓発記事掲載
- ・地区防災委員会全体会での説明の実施
- ・地域コミュニティ等への説明会の開催
- ・防災訓練等の活動による実践的な行動を通じた啓発
- ・点字版、多言語版等、多様な市民に配慮した啓発媒体の作成・配布

2-2-1-2 防災教育

2-2-1-2-1 学校における防災教育

子どもたちが発災時にどう行動するのかを習得するために、授業中のみならず、休み時間、登下校時等のさまざまな場面での発災を想定した訓練を実施することを防災教育の中心にすえるとともに、中学生以上にあっては簡易な救助や避難支援等に参加できるよう、実践的な知識や技術の習得を目的とした防災教育を実施する。

2-2-1-2-2 日常における防災知識の普及

市は、各教科において例題や設問に防災に関する啓発内容を盛り込む等、子どもたちの日常を通じて防災知識の普及に努める。

2-2-1-2-3 教職員の防災知識の共有

市は、学校における子どもたちの安全確保にとどまらず、地域の一員として助け合って生きる子どもたちの成長を促すため、教職員に対する防災研修を実施し、普及啓発の内容を始めとする本市の防災体制全般を共有し、子どもたちの防災意識を高め、災害時に自ら考えて行動できる能力を養成する。

2-2-1-2-4 地域の防災訓練への参加促進

地域で防災訓練が実施される際には、地域での自らの役割を認識し、適切に行動できるよう、子どもたち及び教職員の訓練への参加を促進する。

2-2-2 地域防災体制の整備

2-2-2-1 自治会等の地域コミュニティにおける防災機能の強化

市は、地域防災の最小単位として、自治会等の地域コミュニティにおける防災機能の強化を推進する。

2-2-2-1-1 地域コミュニティの定義

地域コミュニティとは、自治会という名称に拘泥せず、マンション管理組合等、市民の地縁的關係によるつながりを言い、現時点において地縁的つながりが存在しない地域において、又は既存の地縁的つながりに参加していない世帯が集まって防災に特化した互助機能を持つ「防災となり組」もその一つとして捉える。（この計画において、「自治会等の地域コミュニティ」とは、これらのものの総称を言う。）

2-2-2-1-2 地域コミュニティの防災機能

地域コミュニティが持ち得る防災機能には、安否確認、救助及び避難支援という災害時の活動や、平常時における地域の防災訓練の実施、災害時要援護者の支援者コーディネート等の継続的な予防活動等、さまざまな態様がある。

本市では、災害時の安否確認機能をすべての地域コミュニティが持つべき最

小限の防災機能とし、周知啓発及び体制整備を推進する。

自主防災会等をはじめとする、より高い防災機能を持つ地域コミュニティに対しては、防災訓練への協力や共催、研修会・講習会の実施等、より手厚い支援を実施することにより、その機能の維持向上を図る。

2-2-2-1-3 地域コミュニティの加入・結成促進

市は、市民に対し、災害時における地域コミュニティの役割と重要性を徹底的に周知し、すべての市民が何らかの地域コミュニティに属し、災害時の安否確認網に組み込まれることをめざす。

地域コミュニティの中でも、災害時以外にも日常の見守りや地域防犯等、さまざまな共助活動を行っている自治会については、優先的に加入・結成を促進する。

マンション管理組合等の既存コミュニティに対しては、災害時の安否確認及び安否情報の地区防災委員会への報告体制の整備を推進する。

いずれの地域コミュニティも存在しない地域においては、自治会の結成を、既存のコミュニティに属していない世帯にあっては自治会加入を推進するとともに、最小限の防災機能として安否確認を実施する「防災となり組」の結成等について周知啓発を進める。

2-2-2-2 地区防災委員会

全14小学校区において、校区に居住するすべての市民と、校区を中心に活動するすべての団体が参加し、校区ごとの地区防災委員会を組織する。

資料編 2-16 地区防災委員会の活動イメージ図

2-2-2-2-1 地区防災委員会の大規模災害時の活動 **地震**

地区防災委員会は、大規模災害時に、役員を中心に避難者及び地域住民を組織して、避難所運営、地域の安否確認情報の集約、在宅被災者支援及びそれらに係る市災害対策本部との連絡調整等を行う。

2-2-2-2-2 地区防災委員会の平常時の活動

委員長、副委員長、班長で組織する役員会において地区防災委員会の運営を決定し、校区内の自治会等の地域コミュニティや各種団体等の代表者が参加す

る全体会において、その情報を共有する。

全市一斉総合防災訓練においては、地域の防災訓練を主導する。

2-2-2-2-3 地区防災委員会への市職員（地区防災スタッフ）・学校職員の参加

地区防災委員会には、市職員のうち、その地区専属の防災担当者として任命された「地区防災スタッフ」が1地区につき3名、平常時、災害時ともに委員会の活動に参加し、地域に軸足を置いて、主に市とのパイプ役を担う。

学校職員（教職員含む）は、校長、教頭等が平常時の会議等に参加するとともに、災害時においては児童・生徒の安全確保が完了した時点で、全員が地区防災委員会の一員として避難所運営や地域での避難支援等に参加する。

資料編 5-6 箕面市地区防災スタッフ設置規則

2-2-2-3 事業者による自主防災体制の整備

市は、事業者に対して、従業員、利用者等の安全確保とともに、地域貢献の観点も併せ、事業所における自主防災体制を整備するよう啓発する。

特に、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設については、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源の確保など自主防災体制の整備を促進するよう啓発する。

2-2-2-3-1 事業者への啓発の内容

- ・飲料水・食糧・その他物資及び資機材等の備蓄
- ・社内報の活用等による災害に対する心構えの普及啓発
- ・被害の防止・軽減策（社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備等）
- ・災害発生時の活動の習得（情報伝達、利用者等の避難誘導、消火・救急処置等）
- ・地域の防災活動への貢献（地域の防災訓練への参加等）
- ・業務継続計画（BCP）の作成
- ・事業継続力強化計画の作成

2-2-2-3-2 事業者への啓発の手法

- ・ 広報紙、ホームページ等への記事掲載
- ・ 消防法に規定する予防査察の機会を活用した指導・助言
- ・ 全市一斉総合防災訓練への参加勧奨

2-2-2-4 地域防災ステーションの整備

市は、地域における消火・救助活動を推進するため、自治会等の地域コミュニティが災害時の活動拠点とする公園等を「地域防災ステーション」と位置付け、消火・救助資器材を整備する。

地域防災ステーションを整備する公園等は、原則として延焼遮断効果がある広さを有することとする。また、一定規模のマンション管理組合単位で災害時の安否確認などを行う場合は、必要に応じ、マンション敷地内の公開空地等に小規模な地域防災ステーションを整備する。

整備した資器材は、複数の地域コミュニティが共同で使用する。

2-2-3 ボランティアの活動環境の整備

2-2-3-1 受け入れ窓口の整備

社会福祉法人箕面市社会福祉協議会（以下、「市社会福祉協議会」と言う。）は、ボランティアセンターを設置し、ボランティアを受け入れ、市災害対策本部と連携して被災者側のニーズとのマッチングを行う。

2-2-3-2 受け入れ及び活動拠点

ボランティアは、あらかじめ定める外部支援受け入れ拠点で受け入れる。

支援先が決まったボランティアの滞在には、活動場所に近い災害対策活動拠点を充てる。

2-2-3-3 育成及び団体等との連携等

市社会福祉協議会は、ボランティアの事前登録、研修等により育成に努めるとともに、日常的にボランティア活動や、相談活動、多文化交流等を行っている団体等と情報の共有及び災害時の連携を図る体制を整備する。

市は、市社会福祉協議会の活動を支援する。

2-2-4 教育・社会福祉・医療施設等における避難計画の整備

教育施設、社会福祉施設、医療施設等、子ども、高齢者、障害者等の防災上特に配慮を必要とする者が利用する施設は、あらかじめ市等との十分な協議を経た上で避難計画を作成し、計画に基づく避難訓練を実施する。

2-2-4-1 対象施設

○教育施設・児童福祉施設

小・中学校、幼稚園、その他教育施設等

保育所、認定こども園、小規模保育施設、学童保育施設、その他乳幼児・児童が通所する施設等

○高齢者福祉施設

老人保健施設、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、その他高齢者の通所・入居施設等

○障害者福祉関係施設

障害者福祉センター、障害者支援施設、障害者ショートステイ施設、グループホーム、入居施設等

○医療機関

病院、病床のある診療所等

2-2-4-2 避難計画に記載すべき事項

- ・避難実施責任者
- ・避難誘導責任者、補助者
- ・避難誘導の要領（風水害時においては、避難所に避難又は2階に避難の別に記載）

- ・避難者の確認方法
- ・家族、保護者等への連絡、引き渡し方法
- ・市等の関係機関への連絡網の整備
- ・避難訓練の実施

2-3 災害予防対策の推進

2-3-1 都市防災機能の強化

2-3-1-1 防災空間の整備

2-3-1-1-1 公園の整備

市は、延焼遮断空間及び災害時における地域コミュニティの活動拠点としての機能を有するものとして、公園の計画的な整備に努める。

2-3-1-1-2 道路・緑道の整備

道路・緑道は、避難路、延焼遮断空間としての機能を担うとともに、応急対策活動の要ともなるインフラとして、市は、他の道路管理者等と連携し、幅員の拡大、落橋防止、緑化、無電柱化等を推進するとともに、不法占有物件の除去等に努め、沿道建築物への延焼防止を図る。

2-3-1-1-3 市街地緑化の推進

市は、延焼遮断機能を有する緑地や街路樹等、市街地における緑化及び緑の保全を推進する。

2-3-1-1-4 農地の保全

本市の特長でもある、市街地に隣接した農地は、良好な住環境の確保はもとより、延焼遮断帯、緊急時の避難場所等、防災上重要な役割を担っているため、市は、遊休地の解消や農業の後継者育成等の農地保護施策等を総合的に推進する。

2-3-1-2 建築物の安全性に関する指導、支援等

建築物の安全性を確保し、市民の生命及び財産を保護するため、市は、建築物の敷地、構造及び設備等について、建築基準法等に基づく指導、助言等を行うとともに、特に防災性向上を図るべき木造密集市街地や、避難や避難生活が困難な災害時要援護者等に対し、重点的に住宅の耐震化を行うよう啓発、補助制度の周知等を推進する。

2-3-1-3 文化財の保護

文化財を災害から保護するため、所有者等に対する防災意識の徹底、自衛組織の確立、防災関係機関や地域住民との連携体制の整備を推進する。

2-3-1-4 上下水道の災害予防対策

市は、災害による断水、減水及び下水道施設の機能の低下、停止を防止するため、以下の方策により施設設備の強化と保全に努める。

- ・「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針」（日本水道協会）、「下水道施設計画・設計指針」「下水道施設の耐震対策指針」（日本下水道協会）等に基づく、各種災害に耐え得る十分な強度の確保
- ・重要度の高い施設設備の耐震化の推進。特に、耐震性の高い管材料及び伸縮可撓（とう）性継手を使用した耐震管路網の整備
- ・常時監視及び巡回点検の実施による施設設備の維持保全
- ・施設の老朽化に応じた更新等の計画的な推進

2-3-2 地震災害予防対策の推進

2-3-2-1 新・大阪府地震防災アクションプラン・地震防災緊急事業5箇年計画の推進

府は、「新・大阪府地震防災アクションプラン」及び「地震防災緊急事業5箇年計画」を定め、これに基づき、府の地震防災対策を推進している。

市は、府と連携して地震防災対策を推進する。

2-3-2-2 建築物の耐震対策の促進

市は、地震による被害の防止及び軽減を図るため、「箕面市耐震改修促進計画」に基づき、耐震性が不十分な建築物について、耐震診断及び耐震改修等を促進する。

2-3-2-2-1 公共建築物

市は、公共施設等の建築物について、防災上の重要度、利用者等の安全確保等の観点から緊急度を総合的に勘案して順次耐震診断を実施し、その結果に応じて耐震改修等を計画的に進める。

2-3-2-2-2 民間建築物

民間建築物については、居住者及び建物所有者が、自主的に耐震化に取り組むことを基本とし、その取り組みをさまざまな角度から支援する。

2-3-2-2-2-1 支援策

- ・ 経済的負担軽減のため、特に耐震化率の低い木造住宅を対象とした耐震診断又は耐震改修補助
- ・ キャンペーンやパンフレット等を活用した啓発
- ・ 耐震診断、改修等を行う事業者と連携した相談体制の充実

2-3-2-2-2-2 指導、助言等

- ・ 特定建築物（一定規模以上の病院、ホテル等多数の人が利用する建築物）等の所有者に対する指導、助言、指示及び進行管理等の実施

2-3-2-2-3 空き家等

平常時より空き家等の所有者等の特定を図り、当該所有者等の責任において空き家等の適切な管理が行われるよう啓発する。

2-3-2-3 地震時業務継続計画（BCP）の策定・運用

大規模地震が発生した場合には、市の庁舎、公共施設及び職員等も甚大な被害を受けることが予測され、通常の業務、平常時であれば当然経るべき手続き等について、やむを得ず全部又は一部を休止、停止せざるを得ない状況が発生する。

市は、これら業務等の休止又は停止等を発災後速やかに判断、実行し、迅速に災害対策に全力を投じるため、平成24年に「箕面市災害時における特別対応に関する条例」（通称「箕面市災害時特別宣言条例」）を制定した。

さらに、休止、停止により市民生活に重大な支障を及ぼす業務について、できる限り速やかに再開するため、地震時業務継続計画（BCP）を策定し、業務の優先順位等を職員が共有する体制を整備している。

資料編 5-1 災害時特別宣言条例

2-3-3 水害予防対策の推進

2-3-3-1 河川の安全対策

市は、河川のパトロールを随時行い、水防上危険であると認められるときは、河川管理者に改修等の必要な措置を求める。

2-3-3-2 水害軽減対策

洪水・浸水に対する事前の備えと、洪水発生が予測される際の的確な情報伝達、避難により、被害の軽減を図るため、市は、洪水予報、水防警報の水位情報等、府を通じて伝達される各種情報の市民への速やかな伝達体制を整備する。

また、浸水想定区域の指定・公表や、想定区域に居住する市民への浸水ハザードマップによる浸水しやすい箇所、避難所に避難又は2階に避難の別の事前周知等により、避難体制の整備を推進する。

2-3-3-2-1 浸水想定区域住民への洪水予報等の伝達方法

- ・防災行政無線の屋外スピーカーによる放送
- ・コミュニティFMタッキー816による放送
- ・市ホームページによる情報配信

- ・市民安全メール（日本語・英語）、Twitter、LINE、箕面くらしナビ等による情報送信
- ・エリアメール／緊急速報メール／Yahoo!防災速報の配信（定められた種類の緊急情報に限る）

2-3-3-2-2 浸水に備えて避難する避難所

避難所は、居住する校区の小学校（北小学校区にあつては中央生涯学習センター・メイプルホール、萱野北小学校区にあつては第二中学校）とする。

ただし、すでに浸水が始まっている場合には、2階に避難を指示する。

2-3-3-2-3 浸水想定区域内の施設等の避難の確保等

市は、府計画に定める「避難行動要支援者等、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要」な施設が、浸水想定区域内に立地する場合には、当該施設に係る避難の確保に関する計画の作成や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。

災害情報の伝達については、一般市民への情報伝達手法に加え、市災害対策本部から各施設に対し、避難に必要な情報を伝達する体制を整備する。

2-3-3-3 雨水排水等の系統的な整備

市街地における浸水被害の解消を図るため、市は、水防整備指針を策定し、下水道による雨水排水の系統的な整備に併せ、農業用水路、道路側溝等とのネットワークにより、総合的な対策を行う。

また、浸水被害の危険度、影響の大きさなどを総合的に勘案して優先順位付けを行った上で、優先順位の高い箇所から順次、水防施設を整備するとともに、新規宅地開発（建替等を含む）を行う事業者に対しても、水防整備指針に準じた雨水流出抑制策を講じるよう指導する。

資料編 4-7 水防整備指針 対策概要一覧表

2-3-3-4 農地・農業用施設の防災対策

水路の氾濫、ため池の決壊等による農地等の湛水被害を防止するため、市は、ため池管理者等に対し、雨期前の点検や清掃等について、啓発指導を行う。

また、水利組合と共同で農業用水路、水田等の適切な管理、運用を行うことにより、農業用施設からの農地、市街地への浸水被害を抑制する。

2-3-3-5 市民による家屋等への浸水被害防止の啓発

地下室、地下又は半地下駐車場を有する住宅や、浸水しやすいエリアにある住宅等においては、必要に応じ、止水板等の設置、土のう・水のう等の備蓄による浸水被害の軽減、防止について啓発を行う。

2-3-4 土砂災害予防対策の推進

市は、土砂災害（土石流、地すべり、急傾斜地崩壊）の危険箇所等を適切に把握し、市民への周知に努めるとともに、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制を整備する。

資料編 4-3 土砂災害ハザードエリア一覧

2-3-4-1 危険箇所等の周知

市民が自ら居住、通行又は滞在する地域に土砂災害の危険があることを知り、災害の発生が予測されるとき、又は災害の予兆があったとき等に、適切な行動を取ることができるよう、平常時から危険区域等の周知を推進する。

- ・防災マップの作成及び全戸配布
- ・危険区域等の住民が属する自治会等の地域コミュニティへの説明会の実施
- ・雨期、台風シーズンに先駆けた広報紙等への記事掲載
- ・ホームページへの継続的な記事掲載
- ・危険区域等内の街頭表示

2-3-4-2 災害時の警戒避難体制

2-3-4-2-1 危険区域等住民への災害情報等の伝達方法

- ・防災行政無線の屋外スピーカーによる放送
- ・コミュニティFMタッキー816による放送

- ・市ホームページによる情報配信
- ・市民安全メール（日本語・英語）、Twitter、LINE、箕面くらしナビ等による情報送信
- ・エリアメール／緊急速報メール／Yahoo!防災速報の配信（定められた種類の緊急情報に限る）
- ・避難所に避難を要する世帯への戸別通知

2-3-4-2-2 土砂災害警戒・発生時に避難する避難所

避難所は、居住する校区の小学校（北小学校区にあつては中央生涯学習センター・メイプルホール、萱野北小学校区にあつては第二中学校）とする。

2-3-4-2-3 避難行動要支援者の避難支援

避難行動要支援者に対しては、市、避難支援等関係者及び自治会等の地域コミュニティが連携して避難支援体制を整備する。

2-3-4-3 土砂災害警戒区域等における防災対策

府は、土砂災害により被害のおそれのある地域の地形、地質、降水及び土地利用状況等について基礎調査を行い、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）に基づき、「土砂災害特別警戒区域（通称レッドゾーン）」及び「土砂災害警戒区域（通称イエローゾーン）」（両区域を併せて「土砂災害警戒区域等」という。）を指定している。

土砂災害警戒区域等については、土砂災害防止法により、警戒避難体制の整備や開発行為の規制等の措置が定められている。

2-3-4-3-1 土砂災害警戒区域等における規制等

2-3-4-3-1-1 土砂災害警戒区域（通称イエローゾーン）への措置

- ・情報伝達及び警戒避難体制の整備
- ・警戒避難に関する事項の住民への周知
- ・上記項目について市町村地域防災計画に記載

2-3-4-3-1-2 土砂災害特別警戒区域（通称レッドゾーン）への措置

（イエローゾーンにおける規制等に加え）

- ・ 特定の開発行為に対する制限（対象：住宅宅地分譲、社会福祉施設等のための開発行為）
- ・ 建築物の構造規制（都市計画区域外も建築確認の対象となる）
- ・ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- ・ 勧告による移転者への融資、資金の確保（住宅金融公庫融資等による移転支援）

2-3-4-3-2 土砂災害警戒区域等にかかる警戒避難体制等

2-3-4-3-2-1 情報伝達体制

- ・ 防災行政無線の屋外スピーカーによる放送
- ・ コミュニティFMタッキー816による放送
- ・ 市民安全メール、Twitter、LINEによる情報送信
- ・ エリアメール／緊急速報メール／Yahoo!防災速報の配信（定められた種類の緊急情報に限る）
- ・ 避難所に避難を要する世帯への戸別通知

2-3-4-3-2-2 土砂災害警戒・発生時の避難所

避難所は、居住する校区の小学校（北小学校区にあつては中央生涯学習センター・メイプルホール、萱野北小学校区にあつては第二中学校）とする。

2-3-4-3-2-3 避難行動要支援者の避難支援

避難行動要支援者に対しては、市、避難支援等関係者及び自治会等の地域コミュニティが連携して避難支援体制を整備する。

2-3-4-3-2-4 警戒避難に関する事項の周知

市は、府と連携し、同一の避難行動をとる地域ごとに作成する「小地域ハザードマップ」を活用し、自治会等の地域コミュニティにおける説明会、住民参加型の図上訓練、地域における避難訓練等の実施を通じ、適切な警戒避難行動ができる意識・知識の醸成を図る。

2-3-4-3-2-5 土砂災害警戒区域等内の福祉的施設等への対応

市は、警戒区域内の主として高齢者、障害者、乳幼児等が利用する施設に対しては、あらかじめ所在地が警戒区域であること及び警戒避難体制について個々に周知し、利用者等の避難計画の策定を求めるとともに、当該施設に係る避難の確保に関する計画の作成や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。

災害情報の伝達については、一般市民への情報伝達手法に加え、市災害対策本部から各施設に対し、避難に必要な情報を伝達する体制を整備する。

資料編 4-4 土砂災害ハザードエリア内の福祉的施設一覧

2-3-4-3-3 土砂災害のおそれがある地域への物理的対策の推進

市は、がけ崩れ、土石流又は地すべり等により人的被害が想定される箇所について、土砂災害対策指針を策定し、大規模箇所における対策事業を大阪府に要望するとともに、小規模箇所については必要に応じて市が対策事業を実施することにより、物理的な防災対策を推進する。

2-3-4-4 山地災害対策

市は、林野庁の調査要綱に基づく調査により指定された山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区）について土砂災害対策指針により順位付けを行い、国、大阪府、山林所有者、森林組合、市民活動団体等が行う様々な活動と連携し山地災害対策を促進するとともに、ハザードエリア内に立地している施設等に個別に周知し、施設の避難計画等に反映するよう助言するものとする。

資料編 4-5 山地災害ハザードエリア一覧

2-3-5 危険物等災害予防対策の推進

市は、危険物施設の設置者等に対し、消防法はじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立及び保安意識の高揚を図る。

また、危険物施設と同じく、保安3法（高圧ガス保安法、液化石油ガスの保

安の確保及び取引の適正化に関する法律、火薬類取締法) 関係施設における自主保安体制の強化を図る。

事業者は、危険物施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等並びに被害想定の確認を行い、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の確保に努める。

2-3-5-1 規制

- ・立入検査、保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。
- ・危険物施設内の危険物の取り扱いについては、危険物取扱者が行い、それ以外の者の場合には、有資格者の立会いを徹底させる。
- ・関係機関と連携して、危険物積載車両等の一斉取り締まりを実施する。

2-3-5-2 指導

- ・危険物施設等の実態に即した予防規程の策定を指導する。
- ・危険物施設等の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- ・危険物施設等の定期点検の適正な実施を指導する。
- ・災害発生時における被害防止のための施設、設備及び緊急措置要領の策定等、必要な措置を講じるよう指導する。

2-3-5-3 自主保安体制の確立

- ・大規模な危険物施設事業者に対し、自衛消防隊の組織化を推進するとともに、活動要領を策定する等、自主保安体制の確立について指導する。
- ・危険物施設事業者に対し、保安教育、消火訓練等の実施手法について指導する。

2-3-5-4 啓発

危険物取扱者に対し、立入検査等の機会を活用して安全啓発を実施するとともに、危険物安全月間を中心に、関係者に各種啓発事業を行う。

2-3-6 火災予防対策の推進

2-3-6-1 一般建築物等の火災予防

2-3-6-1-1 火災予防査察の強化

市は、工場や公衆の出入りする場所等について、消防法に基づく予防査察を実施し、火災発生危険箇所の点検、消防用設備等の耐震性の強化等について、改善指導する。

2-3-6-1-2 防火管理制度の推進

学校、病院、工場等多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建物の管理権原者（所有者、管理者又は占有者をいう。）に対し、市は、消防法の規定による防火管理者を活用し、防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

- ・ 消防計画の作成及び消防計画に基づく訓練の実施
- ・ 消防用設備等の設置、点検整備、維持管理
- ・ 火気取り扱いの監督、収容人員の管理 等

2-3-6-1-3 防火対象物定期点検報告制度の推進

市は、対象施設の関係者の防火に対する認識を高め、点検基準適合への取り組みを推進する。

2-3-6-1-4 住宅防火対策の推進

市は、住宅における住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理を促進する。

2-3-6-1-5 市民、事業所に対する指導、啓発

市は、市民、事業所に対し、消火器の使用方法、地震発生時の火気の手扱い、安全装置付きストーブ等の普及の徹底を図るとともに、広報活動等により防火意識の高揚を図る。

2-3-6-1-6 定期報告制度の活用

市は、特定行政庁として建築基準法に基づく定期報告制度を活用し、一定規模以上の多数の人が利用する建築物や建築設備の適切な維持保全の促進を図る。

2-3-6-2 高層建築物の火災予防

市は、高層建築物（高さが31メートルを超える建築物）について、一般建築物の火災予防対策の徹底に加え、所有者等に対し、以下の火災防止策を指導する。

2-3-6-2-1 防災計画書の作成指導

市は、特定行政庁として、原則として高層建築物の新築に際し、出火防止・初期消火や避難安全性の確保等の観点から、建築物の計画条件に即した総合的な防災計画書の作成を指導する。

2-3-6-2-2 統括防火管理体制の確立

管理の権原が分かれている建築物において、統括防火管理体制の確立を指導する。

2-3-6-2-3 屋上緊急離着陸場等の整備

原則として、非常用エレベーターの設置を要する高層建築物には、屋上緊急離着陸場又は緊急救助用スペースを設けるよう指導する。

2-3-6-3 林野火災の予防

市は、林野周辺地区住民の安全を確保するとともに、森林資源を保全するため、積極的な火災予防対策を推進する。

2-3-6-3-1 監視体制等の強化

- ・ 市民、事業者、入山者に対する啓発
- ・ 火災発生危険時におけるパトロールの実施
- ・ 森林法に基づく火入れの許可

2-3-6-3-2 林野火災対策用資機材の整備

林野火災における消防力強化のため、防御資機材の整備と備蓄を推進する。

2-3-7 原子力災害予防対策の推進

2-3-7-1 原子力災害にかかる危険予測

2-3-7-1-1 経過

府内には、学術研究所を主とする小規模な原子力事業所が存在するが、その規模と本市との物理的距離等を総合的に勘案し、事故発生時も本市への影響はないと予測してきた。また、原子力発電所は、近畿圏では福井県に所在し、大阪府は隣接都道府県にも該当しないことから、事故による本市への直接的な影響について具体的に検討してこなかった。

しかしながら、平成23年に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故が、福島県をはじめとする広域にわたって放射性物質による被害を及ぼしたことを受け、福井県に隣接する滋賀県が、福井県内の主な原子力発電所において、福島第一原子力発電所事故と同規模の事故が発生した場合の放射性物質拡散予測を実施し、気象条件によっては、本市までその影響が及ぶケースがあるという結果が公表された。

2-3-7-1-2 滋賀県による放射性物質拡散予測結果

滋賀県が実施した放射性物質拡散予測によると、敦賀、美浜、高浜、大飯の4原子力発電所において、気象条件等を変えて合計106ケースのシミュレーションを行ったうち、本市に影響があるのは、大飯原発における36ケースのうち3ケースであり、本市は、放射性ヨウ素の甲状腺被ばく等価線量が50ミ

リシーベルトから100ミリシーベルトの地域に含まれる。

しかしながら、これらのシミュレーションは、滋賀県が設定した一定の気象条件のもとで行われたものであり、風向・風力等の条件が変われば、その影響はいくらでも変わり得るものである。一部において影響が予測される以上、他の原子力発電所における事故でも同等の影響があり得ると予測すべきである。

2-3-7-1-3 影響の程度

放射性ヨウ素の甲状腺被ばく等価線量が50ミリシーベルトから100ミリシーベルトとは、旧原子力安全委員会の防災指針において、安定ヨウ素剤の服用が推奨されるレベルである。

2-3-7-2 人心の混乱防止、災害予防対策

2-3-7-2-1 空間放射線量の定点観測の実施

市は、平常時から「放射線モニタリング情報共有・公表システム」の測定値を監視し、市ホームページ等から閲覧できるようにすることで、市民の不安感の解消に努めるとともに、線量の変化を機敏に捉え、迅速な応急対策を実施する体制を整備する。

2-3-7-2-2 事故発生時の食材の放射線量測定体制の整備

原子力発電所事故が発生した場合に、食材の放射線量測定を速やかに実施できるよう、市は、平常時から計測機器及び計測実施体制を整備する。

2-3-7-2-3 情報収集体制の整備

本市に国又は原子力事業者から直接的に事故情報等が入る可能性は低いため、府のみならず、滋賀県等の原子力発電所隣接県との連携体制を確立する等、早期の情報収集体制の整備に努める。

2-3-7-2-4 市民への情報伝達

原子力災害に対する市民の不安の解消や、市民生活の混乱防止のため、きめ細やかな情報を迅速に伝達する必要があることから、市は、防災行政無線、コミュニティFMタッキー816による放送、市民安全メール、Twitter、LINEの送信、ホームページへの掲載等、多様な手段で情報を発信する体制を整える。

万一、屋内退避等が必要な事態となった場合も、これらの手段で適切な避難方法について周知し、市民に迅速な行動を促す。

2-3-7-2-5 相談対応体制の整備

目に見えない放射性物質への恐怖感を緩和するため、市は、市民向けの相談窓口を充実する。

2-3-7-2-6 安定ヨウ素剤の備蓄、配布体制の整備

放射性ヨウ素は、甲状腺に選択的に蓄積され甲状腺がんの誘因となる。放射性ヨウ素による汚染が起きた場合、放射性でないヨウ素（安定ヨウ素剤）を事前に服用することにより、あらかじめ甲状腺をヨウ素で飽和させる防護策が効果的とされている。

そのため、安定ヨウ素剤を備蓄し、事故発生時、国、府等からの指示又は放射性物質拡散の状況によって配布できる体制を整える。

2-3-7-2-7 飲食物の摂取制限等

国、府等からの情報、指示等に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲食物の摂取制限、農産物の出荷制限等必要な措置を講じる。